委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○ 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	宮城県		
3. 市区町村名	涌谷町		
4. 届出番号	2		
5. 独自利用事務の事例番号	67-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.wakuya.miyagi.jp/gyose/kakuka/mynumber/index.html		

執行機関名 涌谷町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年涌谷町条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び ①の該当部分		涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年条例第1号)別表第一第2の項涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年涌谷町条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年第134号) 第1条	涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年条例第17号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特	第1条 この条例は、 <u>心身障害者</u> の医療費の一部を助成することにより、 <u>心身障害者</u> の適正な医療機会の確保及び <u>心身障害者の経済的負担の軽減を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年条例第1号) 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年条例第17号) 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年規則第10号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例 第6条、第10条	
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において 準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格 及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	心身障害者の医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例 第6条	
②情報提供者	都道府県知事等、市町村長	都道府県知事等、市町村長	
	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	申請を行う方の同府県民税に関する情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 口	涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例 第6条	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票に関する情報	申請を行う方の住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	

備考	
----	--